

婦人保護事業の実施に係る取扱いについて

〔平成4年6月29日 社生第95号
各都道府県民生主管部（局）長宛
厚生省社会局生活課長通知〕

〔一部改正〕平成11年4月1日社援保第17号
平成14年3月29日雇児福発第0329001号

婦人保護事業の実施については、昭和38年3月19日厚生省発社第34号厚生事務次官通知「婦人保護事業実施要領」（以下「実施要領」という。）に基づき実施されているところであるが、事業実施の細部につき区々の取扱いがなされている実態が見受けられることにかんがみ、取扱いの基準を明確化することにより実施要領の趣旨の徹底を図るため、また、昨今の社会経済状況等の変化を踏まえ事業の実施が適切になされるよう、次の事項に留意の上、遺憾のないよう取り扱われたく、通知する。

1 婦人相談所、婦人相談員の行う相談等について

婦人相談所、婦人相談員は、要保護女子の早期発見と転落の未然防止及び配偶者からの暴力被害女性の保護のために、日常生活上何らかの問題を有する女子について広く相談に応じ、自ら又は関係機関と協力して、要保護女子等の保護と自立援助を行うものである。また、要保護女子等以外の者については、適切な援助を行うことのできる他の機関の紹介等に努めることとされている。

従って、相談を行うに当たっては、このような業務の性格を踏まえ、対象者の心理的安定を図りつつ、相談自体が問題解決の一助であり、援助の指針を得るという見地から行うこと。

なお、婦人相談所においては、電話相談、巡回相談にも配慮するほか、必要に応じ心理的側面からの面接相談を行うこと。

また、相談に伴い、対象者の実情についての調査を行うには、予め対象者の了解を得るとともに、援助に必要な範囲にとどめ、対象者の相談意欲を阻害しないよう留意すること。

2 一時保護における取扱いについて

(1) 一時保護の決定については、原則として処遇会議等会議方式により検討の上、婦人相談所長が決定するが、緊急な状況においては、被害の未然防止の見地から、いやしくも一時保護すべき要保護女子等を受け入れ損なうことのないよう弾力的に対応すべきこと。

(2) 入所者は生活の困窮、人間関係の破綻、危害を受けるおそれ等の要因により精神的に不安定な状態になっている場合が多いことにかんがみ、精神的な不安感を除去することに十分配慮し、心理面、生活面での安定が確保された上で自立意欲を助長しつつ、各種援助施策を受け入れることができるように努めること。

3 乳幼児等の同伴児の取扱いについて

乳幼児等の同伴児の取扱いは、児童相談所等の関係機関との連携を図りつつ行うものとし、母子生活支援施設等他の社会福祉施策等の活用にも配慮しつつ、婦人保護事業として適切に受け入れるものとする。

4 婦人保護事業実施者と関係機関等との連携について

婦人相談所及び都道府県は、婦人保護事業の実施に当たり、婦人保護事業の範囲内では解決できない問題や都道府県の区域内のみでは解決できない問題も少なからず発生していることを踏まえ、次のような対応に努めること。

(1) 関係機関、民間団体等との連携

婦人保護事業の範囲内で解決できない問題については、その者のもつ問題の内容に応じ、福祉事務所その他の関係機関との連携を図り、必要に応じて、婦人保護事業以外の社会福祉関係制度・施策による保護、援助等について検討を求めること。また、必要に応じてボランティア団体等の民間団体等の協力も得ながらその者の問題の解決に向けて協力すること。

(2) 他の都道府県との連携

当該都道府県の区域内のみでは解決できない問題については、他の都道府県との十分な連絡をとり、相互に協力を行うことにより問題の解決に当たること。

5 婦人保護事業の広報、啓発について

都道府県本庁は、婦人保護事業の内容、保護を受ける方法等について関係機関や地域住民に十分周知されるよう、創意工夫を活かした積極的な広報を行うとともに、婦人相談所、関係機関、協力機関と連携し、性被害の未然防止に係る教育啓発、配偶者からの暴力の防止等、婦人保護事業の目的に沿った啓発活動を積極的に行うこと。

6 研修について

都道府県本庁は、要保護女子等のもつ複雑多様な問題に適切に対応するため、婦人相談所と連携しつつ、婦人相談所職員、婦人相談員、婦人保護施設職員等婦人保護事業に従事する職員に対して定期的に研修を行う等、積極的に職員の資質の向上に努めること。

7 外国人婦女子の緊急一時保護について

外国人婦女子のうち、出入国管理及び難民認定法の違反者については、基本的には入国管理当局で対応すべきであるが、放置しておくとかつて強要される等女性であるがゆえの危害が加えられるおそれがあり緊急に保護を要すると認められ、かつ、他に適当な援助機関が存在しないときは、入国管理当局への送致までの間、一時的に保護して、これらの危害から庇護してもさしつかえないこと。この場合においては、事前に入国管理当局に連絡し、引取りが確実に見込まれる等一時保護の要件を満たしていることを確認すること。

8 婦人保護施設の精神科医配置について

婦人保護施設における、心身に障害を持つ者の入所傾向にかんがみ、入所者処遇の観点から必要な施設については精神科医雇上費を算入することとしているので、かかる施設の適正な運営指導を行うこと。

9 婦人保護施設退所者の自立生活援助について

婦人保護施設を退所した者が、地域社会で安定した自立生活を継続して送れるようにするため、希望者に対して自立生活のための相談、指導等の援助を行う等、関係機関等とも連絡をとり、必要な保護、援助に配慮すること。